

○厚生労働省告示第十四号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年二月一日から適用する。

平成二十八年一月二十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二に次の一号を加える。

六十三 MRI撮影及び超音波検査融合画像に基づく前立腺針生検法

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

前立腺がんが疑われるもの（超音波により病変の確認が困難なものに限る。）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。

② 泌尿器科専門医であること。

③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

- ① 泌尿器科を標榜<sup>ほう</sup>していること。
- ② 実施診療科において、泌尿器科専門医の医師が配置されていること。
- ③ 放射線科専門医が配置されていること。
- ④ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ⑤ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
- ⑥ 医療安全管理委員会が設置されていること。
- ⑦ 1.5テスラ以上の機器によるMRI撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
- ⑧ 当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。

第三に次の二号を加える。

- 六十九 <sup>131</sup> I—I M I B Gを用いた内照射療法 難治性褐色細胞腫（パラガングリオーマを含む。）
- 七十 F O L F I R I N O X療法 胆道がん（切除が不能と判断されたもの又は術後に再発したものに限る。）